

るとして、Y3の使用者責任を否定し、Xの請求を斥けた。

### 三 まとめ

本件事案は投機目的で行われた、通常の取引とは異なる極めて異例のものであり、理解し難い点が多い。

本件判決はXのローン解約を認めたが、具体の中身申込みをした形跡がなく、また、その時期が契約締結の二年後であり、ローン解約が認められるのか否か疑問が残る。

また、Xの立替払いが不法行為にあたるとしたが、妥当か否か。Y3の使用者責任について、Xに重過失があるとしたのも、これまでの判例（最高判昭四四・一一・二一 民集二三卷一二号二〇九七頁等）に照らして、妥当か否か議論があろう。

控訴審の判断が待たれるところである。

原告Xは、昭和五六年四月、私鉄会社A分譲の大規模住宅地（横浜市所在）の土地建物を購入した。

契約の際、Xは、X宅前の道路がゴミ集積場に指定されていることを承知していたが、Aから変更可能との説明を受け、固定的、永久的なものではないと考えて、買い受けた。また、販売価額も、このための割引措置は講じられていかなかった。

### 最近の判例から

## ゴミ集積場の輪番制反対者に対する 排出差止請求

（横浜地判 平八・九・二七）

橋本 行雄

自宅前の公道上を一般廃棄物の集積場（ゴミ集積場）と指定された者が当該集積場を利用する他の住人に対し、その位置を輪番制にすることを提案し、これに最後まで反対した

Xらは、平成二年一〇月「ごみ集積場所連絡会」を結成し、輪番制への移行を求めて運動を行い、六ブロックで輪番制に移行し、一四ブロックで集積場所が他に変更された。

Xは、平成六年二月以降本件集積場を利用している一一世帯に輪番制実施を申し入れたが、Yら五世帯はこれを拒否した。

Xは、平成六年九月、ごみの排出の差止めを求めて提訴した。裁判所では、再三和解の勧告がなされたが、Yらは頑なに拒否し、和解は不調に終った。

### 二 判決の要旨

裁判所は、次のような判決を下した。  
(1) 原告の被害が受忍限度を超えるものであ

るかどうかの判断にあたっては、被害の程度・内容、代替措置の有無・難易等のほか関係者間の公平等諸般の事情を総合して行われるべきである。

(2) ゴミ集積場所の設置による被害は、当然に受忍限度を超えるとはいえないが、輪番制をとることが容易に可能であるにかかわらず、これを拒否し、特定の者にのみ被害を受け続けさせることは、当該被害者にとって受忍限度を超えることとなる。

(3) Xが本件集積場の指定を了解の上で購入したとしても、同指定は暫定的なものであ

り、販売価額に差がない以上、その負担は

僅かの期間に限られるところ、Xが甘受すべき期間は既に過ぎている。

(4) 従つて、Yらは、本判決確定の日から六カ月を経過した日以降、本件集積場にごみを排出してはならない。

### 三 まとめ

ゴミ集積場をめぐる判決としては、本誌前号で紹介したとおり、本年一月、東京高裁の判決がなされている（東京高判平八・二・二八判時一五七五号 五四頁）。

本件判決は、同判決を踏まえてのものであるが、東京高判の事案では分譲の際、ゴミ集

積場の指定がなかつたのに對し、本件は指定がなされていた点が異なる。

分譲当初ゴミ集積場所と指定されていても、販売価額に差のない以上、一定期間を過ぎれば、「住民同士の話し合いにより公平な義務の分担が図られるべき」であるとするものである。妥当な判決であろう。

これらは、いずれも、輪番制を導入しやすい分譲地に関する判断である。輪番制の導入の難しい地域については、どのように「公平な義務の分担」を図るべきか。今後の動きが注目される。